

コーポレートガバナンス・コードにおける 社外取締役・社外監査役の役割と実務

●プログラム●

- ◆日時：2018年11月2日(金) 13:30~16:30
- ◆会場：東京・麹町 「企業研究会 セミナールーム」
- ◆講師：須藤綜合法律事務所 弁護士 須藤 修氏

【略歴】

- 1952年岐阜県生まれ
- 1977年司法試験合格
- 1978年東京大学法学部卒業
- 1980年司法研修所修了(32期)
弁護士登録
東京八重洲法律事務所入所
- 1983年東京八重洲法律事務所パートナー
- 1993年東京八重洲法律事務所と榎田江尻法律事務所の合併による
あさひ法律事務所(現:あさひ法律事務所、西村・あさひ法律事務所)創設・パートナー
- 1999年須藤・高井法律事務所開設・パートナー
- 2016年須藤綜合法律事務所開設・パートナー

現在、株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役、三井倉庫ホールディングス株式会社社外監査役、京浜急行電鉄株式会社社外監査役、株式会社プロネクサス社外監査役。
なお、これまで、株式会社ワールド社外取締役、IBC Aホールディングス株式会社社外監査役、イーバンク銀行株式会社社外取締役、楽天銀行株式会社社外取締役、株式会社USEN社外監査役、株式会社アコーディア・ゴルフ社外取締役を歴任

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 **FAX 03-5215-0951**

*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます

●受講料●1名(税込み、資料代含む)

正会員	34,560円	本体価格 32,000円
一般	37,800円	本体価格 35,000円

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- 申込書を FAX にてご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。
- 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

一般社団法人企業研究会

担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2

MFP R 麹町ビル 2F (旧 麹町 M-SQU ち ARE)

TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

181917-0203	※ 2018.11.2 社外取締役・社外監査役		
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			

*申込書にご記入頂きました個人情報、本研究会に関する確認・連絡及び弊会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

コーポレートガバナンス・コードにおける 社外取締役・社外監査役の役割と実務

1. コーポレートガバナンス・コード（以下、CGコードという）の改訂にみる コーポレートガバナンスの現状

（1）フォローアップ会議におけるコーポレートガバナンス改革に係る現状認識

2. コーポレートガバナンスと攻めのガバナンス

（1）コーポレートガバナンスとは、「企業経営を規律（監視）する仕組み」と定義されており、ハードローである会社法では、3つのガバナンス形態を用意し、いずれの形態を採用するかは、各企業の選択に委ねている

（2）CGコードは、私的自治を前提とするソフトローであり、会社経営の運営の在り方を規律する

（3）攻めのガバナンス

3. 攻めのガバナンスにおける社外取締役の役割

（1）主役としての社外取締役

（2）脇役としての社外監査役

4. 守りのガバナンスにおける社外監査役の役割

5. 社外役員がその期待されている役割を十分に果たすための社内体制づくり 経営と社外役員を繋ぐコーポレート部門の実務

（1）リスク管理体制に係る情報の提供・共有

（2）内部統制システムの整備状況に係る情報の提供・共有

（3）取締役会のための事前説明や取締役会における方針稟議の活用

（4）社外役員相互の意見交換の場の設定

（5）監査役会における情報共有と他の部署との連携

（6）社外役員がその役割・職責を果たすうえでは、事業部門・コーポレート部門を含め、会社の社員の協力が不可欠である